

第2 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

1 第42条の4（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係

【改正の概要】

我が国の研究開発投資については、いわゆる「骨太の方針 2016」等において「2020（平成32）年度までに、官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標とする」とされていることから、試験研究費の額の増加を促進する観点や、「日本再興戦略 2016」において今後の生産性革命を主導する最大の鍵として掲げられているIoT、ビッグデータ、AI等を活用した「第4次産業革命」型の新たなサービス開発を促進する観点から、平成29年度税制改正において、研究開発税制について主に次の見直しが行われている。

(1) 税額控除割合等の見直し

税額控除割合や税額控除額の上限額について、次表のとおり見直しが行われた（措法42の4①～⑤、⑦）。

		改正前		改正後			
		平29.4.1前に開始した事業年度		平29.4.1から平31.3.31までの間に開始する事業年度		平31.4.1以後に開始する事業年度	
		税額控除割合	税額控除上限額	税額控除割合	税額控除上限額	税額控除割合	税額控除上限額
試験研究費の総額に係る税額控除	中小企業者等以外	8～10% 〔試験研究費割合に応じて〕	調整前法人税額の25%相当額	6～14% 〔増減試験研究費割合に応じて〕	調整前法人税額の25%相当額 〔試験研究費割合が10%超の場合に0～10%上乘せ※〕	6～10% 〔増減試験研究費割合に応じて〕	調整前法人税額の25%相当額
	中小企業者等	12%	調整前法人税額の25%相当額	12～17% 〔増減試験研究費割合が5%超の場合に0～5%上乘せ〕	調整前法人税額の25%相当額 〔増減試験研究費割合が5%超の場合に10%上乘せ又は※の上乗せ〕	12%	調整前法人税額の25%相当額
試験研究費の増加額に係る税額控除		5～30% 〔増加試験研究費割合に応じて〕	調整前法人税額の10%相当額	(廃止)			
平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除		0～10% 〔超過税額控除割合に応じて〕	調整前法人税額の10%相当額	(同左)	(同左)	—	—

(2) 試験研究費の範囲の拡大

改正前の試験研究費の範囲は、製品の製造等に係る試験研究のために要する費用とされていたところ、サービス開発に係る試験研究のために要する一定の費用が追加された。

対象となる試験研究は、対価を得て提供する新たな役務の開発を目的として次のイからニまでに掲げるものの全てが行われる場合の、これらのものとされている（措法42の4⑧一、措令27の4②、措規20①）。

イ 大量の情報を収集する機能を有し、その機能の全部若しくは主要な部分が自動化されている機器若しくは技術を用いる方法によって行われた情報の収集又はその方法によ

て収集された情報の取得

ロ 上記イの収集に係る情報又は上記イの取得に係る情報について、一定の法則を発見するために行われる分析として上記イの情報の解析に必要な確率論及び統計学に関する知識並びに情報処理に関して必要な知識を有すると認められる者（以下「情報解析専門家」という。）により情報の解析を行う専用のソフトウェア等を用いて行われるもの

ハ 上記ロの分析により発見された法則を利用したその役務の設計

ニ 上記ハの設計に係る上記ハの法則が予測と結果とが一致することの蓋然性が高いものであることその他妥当であると認められるものであること及びその法則を利用したその役務がその目的に照らして適当であると認められるものであることの確認

なお、サービス開発に係る試験研究のために要する一定の費用とは、次の費用をいう（措令27の4③二、措規20②）。

イ その試験研究を行うために要する原材料費、人件費（情報解析専門家に係るものに限る。）及び経費（外注費にあつては、これらの原材料費及び人件費に相当する部分並びにその試験研究を行うために要する経費に相当する部分（外注費に相当する部分を除く。）に限る。）

ロ 他の者に委託をして試験研究を行うその法人のその試験研究のためにその委託を受けた者に対して支払う費用（イの原材料費、人件費及び経費に相当する部分に限る。）

(3) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

いわゆるオープンイノベーション型の税額控除制度について、その対象となる共同研究及び委託研究に係る相手方が支出する費用を自己が負担する場合について、対象費用の限定（改正前：原材料費、人件費、旅費、経費及び外注費）が廃止され、研究に要した費用のうち確定申告書等に一定の書類の写しを添付することにより証明がされたものとされた（措法42の4⑧九、措令27の4⑱、措規20⑱、旧措規20⑩）。